

政令 第二十二号

復興庁組織令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第十二条第三項及び附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（統括官）

第一条 復興庁に、統括官二人を置く。

2 統括官は、命を受けて、復興庁設置法第四条第一項及び第二項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 機密に関する事。
- 二 復興庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 三 内閣総理大臣の官印及び庁印の保管に関する事。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 五 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 六 復興庁の保有する情報の公開に関する事。
- 七 復興庁の保有する個人情報の保護に関する事。
- 八 復興庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 九 復興庁の行政の考査に関する事。
- 十 国会との連絡に関する事。
- 十一 広報に関する事。
- 十二 復興庁の機構及び定員に関する事。
- 十三 復興庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 十四 復興庁所管の国有財産及び物品の管理に関する事。
- 十五 復興庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 十六 復興庁の所掌事務に関する政策の評価に関する事。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、復興庁の所掌事務に関する事。

（審議官）

第二条 復興庁に、審議官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

- 2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。
- 3 審議官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（参事官）

第三条 復興庁に、参事官を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。
- 3 参事官の定数は、併任の者を除き、九人とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

（事務次官に係る特例）

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、事務次官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（統括官に係る特例）

第三条 平成二十四年六月三十日までの間、第一条第一項の統括官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（審議官に係る特例）

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、第二条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの以外のものに限る。）は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官に係る特例）

第五条 平成二十四年三月三十一日までの間、第三条第一項の参事官（併任の者を除く。）は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 第三条第三項の規定にかかわらず、平成二十四年六月三十日までの間は、同条第一項の参事官の定数は、併任の者を除き、八人とする。

（復興局長に係る特例）

第六条 平成二十四年六月三十日までの間、復興局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 平成二十四年七月一日から同月三十一日までの間、復興局長のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

予算決算及び会計令 （昭和二十二年勅令第 百六十五号）	第六十八条第 一項	第十七条第一項の地方 支分部局の長	第十七条第一項の地方支 分部局の長、復興庁設置 法（平成二十三年法律第 百二十五号）第十七条第 一項の地方機関の長
内閣法制局設置法施行 令（昭和三十七年政令 第二百九十号）	第二条	内閣府を除く。）、内 閣府（公正取引委員会 及び金融庁を除く。）	内閣府及び復興庁を除 く。）、内閣府（公正取 引委員会及び金融庁を除 く。）、復興庁
地方公営企業法施行令 （昭和三十七年政令第 四百三号）	第八条の三	第十七条第一項並びに	第十七条第一項に規定す る地方支分部局の長、復 興庁設置法（平成二十三 年法律百二十五号）第 十七条第一項に規定する

			地方機関の長若しくは
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	第十六条第一項ただし書	地方支分部局	地方支分部局又は地方機関
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）	第五条第一項第三号	第十七条第一項の地方支分部局の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第十七条第一項の地方機関の長
	第五条の二第二項	第十七条第一項の地方支分部局の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法第十七条第一項の地方機関の長
物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）	第二条	第十七条第一項の地方支分部局の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第十七条第一項の地方機関の長
指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）	第二条第二項	第四条第三項	第四条第三項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）	第十五条第一項	第十七条の地方支分部局の長	第十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）	第二条第一項第六号	内閣府	内閣府、復興庁
	第六条第一項第一号	消費者庁	消費者庁、復興庁
総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	第六条第一号	及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項	、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法

			律第二百五号) 第五条第二項
	第六条第一号及び第二号、第四十三条第一号並びに第二百二十三条第一項第一号ロ	各府省	各府省及び復興庁
政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）	第五条第一項の表政策評価分科会の項	各府省	各府省及び復興庁
次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）	第一項の表内閣総理大臣の項	及び内閣府本府	、内閣府本府及び復興庁
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）	第十二条第二項	第五十七条の地方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）	第二十二條第一項	第十七条の地方支分部局の長	第十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	第一条第二号	内閣府を除く。）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。）、内閣府、復興庁
職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）	第五条	次に掲げるもの	次に掲げるもの並びに復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい

		る職員で構成される組織及び復興庁に置かれる復興局
第十二条	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職前五年間に復興庁に属する職員であった場合（再就職者が離職前五年間に復興庁以外の国の機関若しくは部局又は特定独立行政法人に属する職員であった場合において、当該国の機関若しくは部局又は特定独立行政法人が所掌していた事務を復興庁が所掌しているときは、当該再就職者が離職前五年間に復興庁に属する職員であったものとみなす。）における復興庁の事務次官
第十三条第一項	、次に掲げるもの	、次に掲げるもの並びに復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第二条第一項に規定する審議官及び同令第三条第一項に規定する参事官
第十四条	当該各号に定めるもの	当該各号に定めるもの及び再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に復興庁に属する職員であった場合（再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に復興庁以外の国の機関等に属する職員であった場合において、当該国の機関等が所掌していた事務を復興

			庁が所掌しているときは、当該再就職者が離職した日の五年前の日より前に部課長等の職に就いていた時に復興庁に属する職員であったものとみなす。)における復興庁の事務次官
	第十五条第一項	次に掲げるもの	次に掲げるもの並びに復興庁の事務次官及び復興庁設置法第十二条第一項に規定する職
	第十六条第一項	次に掲げるもの	次に掲げるもの及び復興庁
	第十六条第一項第一号	国の機関	国の機関並びに復興庁
	第十七条	前条第一項第六号	前条第一項第四号、第六号
		国の機関（当該在職機関であるものを除く。）	国の機関（当該在職機関であるものを除く。）又は復興庁
	第十九条第一号	第十六条第一項第六号	第十六条第一項第一号、第四号、第六号
		国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）	国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）及び復興庁
標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）	表一の項	内閣府の事務次官	内閣府の事務次官、復興庁の事務次官
		第十七条第五項に規定する局長	第十七条第五項に規定する局長、復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第一条第一項に規定する統括官
		第十七条第五項に規定する部長	第十七条第五項に規定する部長、復興庁組織令第二条第一項に規定する審議官
		第十七条第五項に規定する課長	第十七条第五項に規定する課長、復興庁組織令第

			三条第一項に規定する参事官
		、沖縄総合事務局	、沖縄総合事務局、復興局
東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）	第一条各号及び第十一条	内閣府令	復興庁令

2 復興庁が廃止されるまでの間における国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）別表の規定の適用については、同表中「消費者庁」とあるのは、

「消費者庁
復興庁」

とする。

（内閣府令の効力に関する経過措置）

第八条 この政令の施行前に東日本大震災復興特別区域法施行令の規定により発せられた内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令は、この政令の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する東日本大震災復興特別区域法施行令の相当規定に基づいて発せられた相当の復興庁設置法第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

（東日本大震災復興対策本部令の廃止）

第九条 東日本大震災復興対策本部令（平成二十三年政令第百八十二号）は、廃止する。

（東日本大震災復興対策本部令の廃止に伴う経過措置）

第十条 この政令の施行の日の前日において東日本大震災復興構想会議の議長及び委員である者の任期は、前条の規定による廃止前の東日本大震災復興対策本部令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第十一条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一四人」を「一五人」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十二条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（政策統括官の職務についての読替え）

第三条の二 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号り中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号ワ及びキ中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「ウ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三

年法律第百二十二号) 第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関する事、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関する事、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関する事、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関する事、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関する事並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。」とあるのは「ウ削除」とする。

page="0005"

2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第四項に規定する政令で定める日の項下欄中

「一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関する事。

イ 設立

ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立

ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ 定款の変更の決議

ホ 合併、分割及び解散の決議

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

時監査役の選任及び解任

と。 」 とあるのは、

「一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する

イ 設立

ロ 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する

次に掲げる事項の認可に関する事。

及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

関係行政機関の事務の調整に関する事（前号に係る部分に限る。）。」とする。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十三条 職員の退職管理に関する政令の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「東日本大震災復興対策本部に置かれる事務局」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。